

兵庫労働局発表
平成23年11月25日

職業安定部職業対策課

課長 勝岡靖宏
課長補佐 久須剛太郎
障害者雇用担当官 山下修司
電話 078 (367) 0810
FAX 078 (367) 3853

民間企業の障害者の実雇用率は、1.72% (全国の実雇用率は1.65%)

障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）は、1人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することを義務付けている事業主等から、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について報告を求めている。

兵庫労働局では、今般、平成23年6月1日現在における同報告を集計し、その結果をとりまとめた。（平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況。）

民間企業（56人以上規模の企業）における状況は、以下のとおり。

- 雇用障害者数 10,938.5人（仮に、本年について改正前の制度に基づき、重度以外の短時間身体障害者と短時間知的障害者を除いて計算したとすると、10744.5人となり、前年より4.2%（428.5人）増加となる）、実雇用率 1.72%（仮に、本年について改正前の制度に基づいて計算したとすると1.83%程度となるものと推計される）となった。
- 雇用されている障害者の数（（注）参照。以下同じ。）が、前年に比べて6.0%（622.5人）増加し、10,938.5人となった。（全国では6.8%（23,225.5人）の増加）
- 実雇用率は、前年に比べて0.09ポイント低下し、1.72%となった。（全国では0.03ポイント低下し、1.65%）
- 法定雇用率達成企業の割合は、前年に比べて4.3ポイント低下し、52.3%となった。（全国では1.7ポイント低下し、45.3%）
- 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、100～300人未満規模企業、300～500人未満規模企業、1,000人以上規模企業で前年より増加した。実雇用率は、300～500人未満規模企業のみ前年より上昇し、他の規模は減少となった。法定雇用率達成企業の割合も、300～500人未満規模企業のみ前年より上昇し、他の規模は減少となった。

このような状況から、兵庫労働局としては、以下の2点に取り組んでまいります。

- ・ 民間企業については、その取組状況に応じた雇用率達成指導（8ページ参照）を厳正に実施するとともに、福祉・教育等関係機関との連携により、就職の準備前から職場定着までの一貫した「チーム支援」を推進していく。
- ・ 公的機関は民間に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから、未達成の機関については、労働局長等から機関のトップに対して呼出し等による指導を強力に実施することとしている。

1 民間企業における雇用状況

(1) 一般の民間企業

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率

民間企業（56人以上規模の企業：法定雇用率1.8%）に雇用されている障害者の数は10,938.5人で、前年より6.0%（622.5人）増加した。

このうち、身体障害者は8,087.5人、知的障害者は2,598.5人、精神障害者は252.5人であった。

実雇用率は1.72%（前年は1.81%）、法定雇用率達成企業の割合は52.3%（前年は56.6%）であった。

〔9ページ 1 (1) 概況〕

○ 企業規模別の状況

企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、56～100人未満規模企業、500～1000人未満規模企業以外は前年より増加した。

実雇用率は、民間企業全体の実雇用率（1.72%）と比較すると、

※ 1,000人以上規模企業（1.82%）については上回った。

※ 56～100人未満規模企業（1.57%）、100～300人未満規模企業（1.70%）、300～500人未満規模企業（1.70%）、500～1000人未満規模企業（1.63%）については下回った。

法定雇用率達成企業の割合は、300～500人未満規模企業（57.8%）で、前年より上昇した。

〔10ページ 1 (2) 企業規模別の雇用状況〕

○ 産業別の状況

産業別にみると、雇用されている障害者の数は、複合サービス業のみ減少した。

実雇用率は、民間企業全体の実雇用率（1.72%）と比較すると、

※ 農業・林業・漁業（1.75%）、製造業（1.77%）、生活関連サービス業・娯楽業（2.63%）、医療・福祉（1.77%）、複合サービス業（1.73%）、サービス業（2.19%）では上回った。

〔11～14ページ 1 (3) 産業別の雇用状況〕

○ 法定雇用率未達成企業の状況

法定雇用率未達成企業のうち、不足数が0.5人又は1人である企業（1人不足企業）が、71.5%を占めている。

また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）が、法定雇用率未達成

企業の62.3%となっている。

[15ページ 1 (4)障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数]

(2) 特殊法人（独立行政法人等）

独立行政法人等の特殊法人（法定雇用率2.1%）に雇用されている障害者の数は、80.0人であり、実雇用率は1.58%と前年に比べ0.49ポイント低下している（8法人のうち4法人が達成）。

[9ページ 1 (1) 概況]

[16ページ 1 (5) 法定雇用率2.1%が適用される特殊法人における詳細状況]

2 地方公共団体における在職状況

(1) 県・市町の機関

兵庫県及び市町の機関（法定雇用率2.1%）に在職している障害者の数は1,279.0人であり、実雇用率は2.46%と前年と比べ0.15ポイント低下している（87機関のうち84機関が達成。未達成の3機関については、労働局幹部から機関のトップに対して呼び出し等による指導を実施した結果、3機関も達成となり、現時点で全87機関が達成となっている）。

[17ページ 2 (1) 概況]

[18～21ページ 2 (2) 法定雇用率2.1%が適用される県・市町の機関における詳細状況]

(2) 教育委員会

2.0%の法定雇用率が適用される兵庫県教育委員会及び厚生労働大臣が指定する教育委員会に在職している障害者の数は641.0人であり、実雇用率は2.11%と前年に比べ0.15ポイント上昇している（7機関のうち7機関が達成）。

[17ページ 2 (1) 概況]

[22ページ 2 (3) 法定雇用率2.0%が適用される教育委員会における詳細状況]

(注) ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。（重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者がカウント対象となったのは今回の報告からである）

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | |
|-------------------------------|---|---------------------------|
| ○ 民間企業 | <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; font-size: 3em; margin-right: 10px;">{</div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <p>一般の民間企業
(56人以上規模の企業)</p> <p>特殊法人等
(労働者数48人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等)</p> </div> </div> | <p>1. 8%</p> <p>2. 1%</p> |
| ○ 国、地方公共団体
(48人以上規模の機関) | | 2. 1% |
| ○ 都道府県等の教育委員会
(50人以上規模の機関) | | 2. 0% |

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。（重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者がカウント対象となったのは今回の報告からである）

※ なお、上記雇用率の設定の際には、分母から除外率相当労働者数を除いて設定している（除外率制度についてはP6参照）。

◎ 障害者雇用率制度における短時間労働の取扱いについて

○ 障害者雇用率制度における身体障害者及び知的障害者である短時間労働者の取扱いについて

平成22年7月1日から、障害者雇用率制度において、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）を雇用義務の対象とし、実雇用率のカウントを0.5カウントとすることとしている。

【障害者である短時間労働者のカウントの方法は以下のとおり】

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満
身体障害者	○	△
重度	◎	○
知的障害者	○	△
重度	◎	○
精神障害者	○	△

今回の改正点

○ = 1カウント
◎ = 2カウント
△ = 0.5カウント

○ 障害者雇用率制度における障害者ではない短時間労働者の取扱いについて

短時間労働者である身体障害者又は知的障害者を雇用義務の対象とすることと合わせ、平成22年7月から、障害者雇用率制度において、障害者ではない短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）も実雇用率の算定対象とし、実雇用率のカウントを0.5カウントとすることとしている。

【今回の改正による実雇用率等の計算方法は以下のとおり】

$$\begin{aligned}
 & \text{障害者である労働者※の数} \\
 & \text{実雇用率} = \frac{\text{+ 障害者である短時間労働者の数} \times 0.5}{\text{労働者※の数} + \text{短時間労働者の数} \times 0.5} \\
 & \text{法定雇用障害者数（障害者の雇用義務数）} \times \times \\
 & = (\text{労働者※の数} + \text{短時間労働者の数} \times 0.5) \times 1.8\%
 \end{aligned}$$

今回の改正点

※ 「労働者」には短時間労働者は含まれていない

※※ 小数点以下は切捨て

◎ 除外率制度について

○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

平成14年の法改正により段階的に廃止・縮小することとされ、平成22年7月1日から、すべての除外率設定業種について、除外率を10%ポイントずつ引き下げている。

(前回の除外率引き下げは平成16年4月1日)

○ 国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした。

なお、旧除外職員である職種に従事する職員の多い機関については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成22年7月1日から当該除外率を一律10%引き下げている。

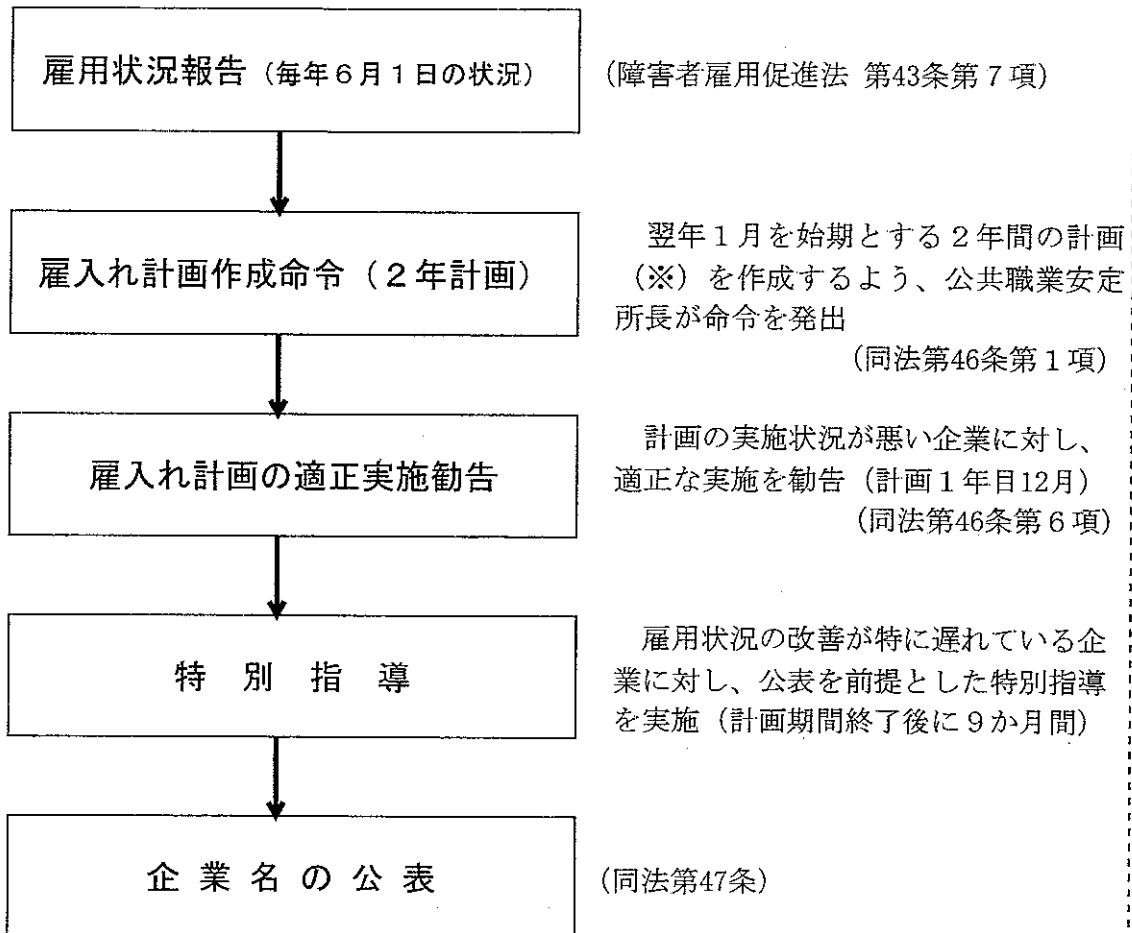
◎ 民間企業における除外率の改正状況

○ 各除外率設定業種において平成２２年７月１日に施行された改正の状況は以下のとおり。

除外率設定業種	除外率	
	改正前	改正後
・有機化学工業製品製造業 ・石油製品・石炭製品製造業 ・輸送用機械器具製造業(船舶製造・修理業及び船用機関製造業を除く。)	5% → 0%	
・その他の運輸に附帯するサービス業(通関業、海運仲立業を除く。) ・電気業 ・郵便局	10% → 0%	
・非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。) ・倉庫業 ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・航空運輸業 ・国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)	15% → 5%	
・窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。) ・その他の鉱業 ・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・水運業	20% → 10%	
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	25% → 15%	
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業(信書便事業を含む。)	30% → 20%	
・港湾運送業	35% → 25%	
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関	40% → 30%	
・林業(狩猟業を除く。)	45% → 35%	
・金属鉱業 ・児童福祉事業	50% → 40%	
・特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	55% → 45%	
・石炭・亜炭鉱業	60% → 50%	
・道路旅客運送業 ・小学校	65% → 55%	
・幼稚園	70% → 60%	
・船員等による船舶運航等の事業	90% → 80%	

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔指導実績〕

○ 平成22年度の実績

- * 「雇入れ計画作成命令」の発出 302社
- * 雇入れ計画の「適正実施勧告」 141社
- * 「特別指導」の実施 90社

○ 雇入れ計画を実施中の企業 1,066社（22年度末現在）

○ 企業名の公表

平成3年度 4社、15年度 1社、16年度 1社、17年度 2社、
18年度 2社、19年度 3社（うち1社は再公表）、20年度 4社、
21年度 7社（うち1社は再公表）、22年度 6社（うち2社は再公表）

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

障害者雇用状況(全国・兵庫県)

(平成23年6月1日現在)

兵庫労働局職業安定部職業対策課

1 民間企業における雇用状況

(1) 概況

① 概況

※ 各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

区分	全 国					兵 庫 県				
	企業数	雇 用 状 況			達成企業の割合	企業数	雇 用 状 況			達成企業の割合
		法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者数	実雇用率			法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者数	実雇用率	
一般の民間企業 [1.8%]	企業 75 313 (71,830)	人 22 260 915.5 (20,356,456)	人 366 199.0 (342,973.5)	% 1.65 (1.68)	% 45.3 (47.0)	企業 2 681 (2,491)	人 637 596.5 (571,034)	人 10 938.5 (10,316.0)	% 1.72 (1.81)	% 52.3 (56.6)
特殊法人 [2.1%]	法人 288 (270)	人 347 305.0 (295,944)	人 7 231.0 (6,639.0)	% 2.08 (2.24)	% 69.8 (74.8)	法人 8 (7)	人 5 053.0 (3,663)	人 80.0 (76.0)	% 1.58 (2.07)	% 50.0 (85.7)

(全国数値の資料出所 厚生労働省職業安定局 (以下同じ))

注 1 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ()内は平成22年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

② 障害種別雇用状況

区分	全 国				兵 庫 県			
	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数
一般の民間企業 [1.8%]	人 366 199.0 (342,973.5)	人 284 428.0 (271,795)	人 68 747.0 (61,237)	人 13 024.0 (9,941.5)	人 10 938.5 (10,316.0)	人 8 087.5 (7,703)	人 2 598.5 (2,438)	人 252.5 (175.0)
特殊法人 [2.1%]	人 7 231.0 (6,639.0)	人 6 167.5 (5,790)	人 630.5 (492)	人 433.0 (357.0)	人 80.0 (76.0)	人 50.0 (49)	人 30.0 (27)	人 0.0 (0.0)

1 「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

2 ()内は平成22年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

※ 各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正(長時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

区分	全 国					兵 庫 県				
	企業数	雇 用 状 況			達成企業 の割合	企業数	雇 用 状 況			達成企業 の割合
		法定雇用障害者数の算定 の基礎となる労働者数	障害者数	実雇用率			法定雇用障害者数の算定 の基礎となる労働者数	障害者数	実雇用率	
規模計	企業 75,313 (71,830)	人 22,260,915.5 (20,356,456)	人 366,199.0 (342,973.5)	% 1.65 (1.68)	% 45.3 (47.0)	企業 2,681 (2,491)	人 637,596.5 (571,034)	人 10,938.5 (10,316.0)	% 1.72 (1.81)	% 52.3 (56.6)
56～ 100人未満	企業 29,200 (27,297)	人 2,156,943.0 (2,011,508)	人 29,345.0 (28,500.0)	% 1.36 (1.42)	% 43.1 (44.5)	企業 1,054 (954)	人 77,499.5 (69,744)	人 1,220.5 (1,287.5)	% 1.57 (1.85)	% 46.1 (51.4)
100～ 300人未満	企業 32,620 (31,696)	人 5,043,862.5 (4,769,943)	人 70,805.0 (67,761.5)	% 1.40 (1.42)	% 47.0 (48.2)	企業 1,198 (1,131)	人 181,745.0 (166,837)	人 3,090.0 (2,976.0)	% 1.70 (1.78)	% 57.5 (60.6)
300～ 500人未満	企業 6,248 (5,951)	人 2,218,378.0 (2,047,775)	人 34,856.0 (32,909.5)	% 1.57 (1.61)	% 45.0 (47.7)	企業 211 (201)	人 74,855.5 (68,871)	人 1,276.0 (1,162.5)	% 1.70 (1.69)	% 57.8 (57.2)
500～ 1000人未満	企業 4,206 (4,050)	人 2,714,946.0 (2,536,554)	人 44,782.5 (43,242.5)	% 1.65 (1.70)	% 44.3 (47.2)	企業 136 (128)	人 88,220.0 (81,498)	人 1,434.5 (1,457.0)	% 1.63 (1.79)	% 44.1 (54.7)
1,000以上	企業 3,039 (2,836)	人 10,126,786.0 (8,990,676)	人 186,410.5 (170,560.0)	% 1.84 (1.90)	% 49.8 (55.6)	企業 82 (77)	人 215,276.5 (184,084)	人 3,917.5 (3,433.0)	% 1.82 (1.86)	% 54.9 (63.6)

注 1 (1) ①と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	全 国				兵 庫 県			
	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数
規模計	366,199.0 (342,973.5)	人 284,428.0 (271,795)	人 68,747.0 (61,237)	人 13,024.0 (9,941.5)	人 10,938.5 (10,316.0)	人 8,087.5 (7,703)	人 2,598.5 (2,438)	人 252.5 (175.0)
56～ 100人未満	29,345.0 (28,500.0)	人 19,854.0 (19,050)	人 8,564.0 (8,639)	人 927.0 (811.0)	人 1,220.5 (1,287.5)	人 775.5 (760)	人 428.5 (512)	人 16.5 (15.5)
100～ 300人未満	70,805.0 (67,761.5)	人 53,577.0 (51,546)	人 14,678.0 (14,189)	人 2,550.0 (2,026.5)	人 3,090.0 (2,976.0)	人 2,164.5 (2,117)	人 863.0 (810)	人 62.5 (49.0)
300～ 500人未満	34,856.0 (32,909.5)	人 27,455.5 (26,237)	人 6,094.5 (5,647)	人 1,306.0 (1,025.5)	人 1,276.0 (1,162.5)	人 984.0 (908)	人 262.0 (230)	人 30.0 (24.5)
500～ 1000人未満	44,782.5 (43,242.5)	人 35,447.5 (35,016)	人 7,741.5 (6,942)	人 1,593.5 (1,284.5)	人 1,434.5 (1,457.0)	人 1,180.0 (1,206)	人 222.5 (226)	人 32.0 (25.0)
1,000以上	186,410.5 (170,560.0)	人 148,094.0 (139,946)	人 31,669.0 (25,820)	人 6,647.5 (4,794.0)	人 3,917.5 (3,433.0)	人 2,983.5 (2,712)	人 822.5 (660)	人 111.5 (61.0)

注 1 (1) ②と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

※ 各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

区分	全 国					兵 庫 県				
	企業数	雇 用 状 況			達成企業 の割合	企業数	雇 用 状 況			達成企業 の割合
		法定雇用障害者数 の算定の基礎となる 労働者数	障害者数	実雇用率			法定雇用障害者数 の算定の基礎となる 労働者数	障害者数	実雇用率	
	企業	人	人	%	%	企業	人	人	%	%
産業計	75 313 (71,830)	22 260 915.5 (20,356,456)	366 199.0 (342,973.5)	1 65 (1.68)	45.3 (47.0)	2 681 (2,491)	637 596.5 (571,034)	10 938.5 (10,316.0)	1 72 (1.81)	52.3 (56.6)
農業・林業・漁業	217 (180)	26 864.0 (23 457)	460.5 (405.0)	1.71 (1.73)	57.1 (57.2)	8 (5)	941.0 (670)	16.5 (8.0)	1.75 (1.19)	62.5 (40.0)
鉱業・採石業、 砂利採取業	44 (44)	8 312.5 (8,031)	130.0 (130.0)	1.58 (1.62)	54.5 (54.5)	0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0.0)	— (—)	— (—)
建設業	2 559 (2,229)	608 668.0 (542,662)	8 886.5 (8,467.0)	1.46 (1.56)	45.3 (47.8)	73 (57)	8 074.5 (6,326)	116.5 (112.0)	1.44 (1.77)	63.0 (73.7)
製造業	20 480 (20,267)	6 574 568.5 (6,364,426)	116 663.5 (113,165.0)	1.77 (1.78)	54.1 (54.8)	895 (878)	250 635.0 (236,458)	4 439.5 (4,229.5)	1.77 (1.79)	59.8 (61.7)
電気・ガス・熱供給・水道業	208 (200)	226 278.0 (205,814)	4 181.0 (3,995.0)	1.85 (1.94)	45.7 (48.0)	0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0.0)	— (—)	— (—)
情報通信業	3 732 (3,768)	1 257 623.0 (1,226,835)	17 466.5 (16,550.0)	1.39 (1.35)	26.2 (24.1)	40 (39)	10 168.0 (9,745)	145.5 (136.0)	1.43 (1.40)	37.5 (30.8)
運輸業・郵便業	5 399 (4,668)	1 391 762.0 (1,190,654)	23 526.5 (22 376.5)	1.69 (1.88)	49.1 (54.0)	208 (182)	35 859.5 (30,042)	574.5 (518.5)	1.60 (1.73)	51.9 (59.3)
卸売業・小売業	12 588 (12,407)	3 750 222.5 (3,417,088)	53 001.0 (50,463.0)	1.41 (1.48)	34.8 (36.0)	369 (362)	122 593.0 (112,457)	1 866.5 (1,792.5)	1.52 (1.59)	38.8 (42.3)
金融業・保険業	1 300 (1,320)	1 209 233.0 (1,218,635)	20 880.5 (21,070.5)	1.73 (1.73)	39.7 (41.7)	24 (28)	13 283.5 (13,589)	205.0 (198.5)	1.54 (1.46)	29.2 (25.0)
不動産業・物品 賃貸業	1 259 (1,218)	336 083.0 (305 198)	4 734.5 (4,176.5)	1.41 (1.37)	33.8 (32.8)	33 (32)	4 688.0 (4 294)	52.5 (48.0)	1.12 (1.12)	27.3 (40.6)
学術研究・専門・ 技術サービス業	1 854 (1,862)	563 391.0 (481 591)	8 257.0 (6 686.0)	1.47 (1.39)	32.6 (31.7)	61 (57)	18 961.0 (13,654)	302.5 (217.0)	1.60 (1.59)	44.3 (40.4)
宿泊業・飲食 サービス業	2 225 (2,115)	639 832.5 (533,960)	9 503.5 (8,412.5)	1.49 (1.58)	39.1 (44.3)	71 (65)	15 071.0 (12 209)	222.5 (216.5)	1.48 (1.77)	47.9 (63.1)
生活関連サービス 業・娯楽業	2 436 (2 397)	551 434.5 (467,267)	10 288.0 (8,895.5)	1.87 (1.90)	35.6 (38.0)	85 (82)	12 724.5 (11,687)	335.0 (315.5)	2.63 (2.70)	42.4 (41.5)
教育・学習支援業	1 627 (1,563)	389 861.5 (343,615)	5 335.5 (4,813.0)	1.37 (1.40)	39.0 (41.5)	74 (69)	14 437.5 (12,277)	171.5 (167.0)	1.19 (1.36)	40.5 (52.2)
医療・福祉	11 395 (10,116)	2 056 642.0 (1,711,193)	39 076.0 (34,571.0)	1.90 (2.02)	55.3 (60.4)	483 (422)	76 148.0 (60,439)	1 348.5 (1 240.0)	1.77 (2.05)	56.9 (66.6)
複合サービス業	898 (883)	639 080.5 (567 936)	11 415.0 (10 323.0)	1.79 (1.82)	48.1 (48.4)	21 (20)	9 034.0 (8 808)	156.5 (157.0)	1.73 (1.78)	61.9 (55.0)
サービス業	7 036 (6,593)	2 017 427.5 (1,748,094)	32 205.5 (28,474.0)	1.60 (1.63)	41.8 (43.6)	236 (193)	44 978.0 (38,379)	985.5 (960.0)	2.19 (2.50)	50.4 (53.9)

注 1 (1) ①と同じ

※ 産業計はその他分類不能の産業を含む。

② 障害種別雇用状況

区分	全 国				兵 庫 県			
	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数
産業計	人 366,199.0 (342,973.5)	人 284,428.0 (271,795)	人 68,747.0 (61,237)	人 13,024.0 (9,941.5)	人 10,938.5 (10,316.0)	人 8,087.5 (7,703)	人 2,598.5 (2,438)	人 252.5 (175.0)
農業、林業、漁業	人 460.5 (405.0)	人 282.0 (259)	人 162.5 (137)	人 16.0 (9.0)	人 16.5 (8.0)	人 11.5 (6)	人 4.0 (1)	人 1.0 (1.0)
鉱業、採石業、 砂利採取業	人 130.0 (130.0)	人 125.0 (126)	人 3.0 (4)	人 2.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0)	人 0.0 (0)	人 0.0 (0.0)
建設業	人 8,886.5 (8,467.0)	人 8,432.5 (8,085)	人 275.5 (230)	人 178.5 (152.0)	人 116.5 (112.0)	人 109.5 (105)	人 4.0 (4)	人 3.0 (3.0)
製造業	人 116,663.5 (113,165.0)	人 93,246.0 (91,531)	人 20,831.5 (19,538)	人 2,586.0 (2,096.0)	人 4,439.5 (4,229.5)	人 3,481.5 (3,349)	人 868.5 (813)	人 89.5 (67.5)
電気・ガス・熱供 給・水道業	人 4,181.0 (3,995.0)	人 3,914.5 (3,764)	人 198.0 (170)	人 68.5 (61.0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0)	人 0.0 (0)	人 0.0 (0.0)
情報通信業	人 17,466.5 (16,550.0)	人 15,742.5 (15,237)	人 789.0 (603)	人 935.0 (710.0)	人 145.5 (136.0)	人 138.5 (131)	人 4.0 (2)	人 3.0 (3.0)
運輸業、郵便業	人 23,526.5 (22,376.5)	人 19,405.5 (18,441)	人 3,427.0 (3,399)	人 694.0 (536.5)	人 574.5 (518.5)	人 514.0 (463)	人 45.0 (49)	人 15.5 (6.5)
卸売業・小売業	人 53,001.0 (50,463.0)	人 36,986.0 (36,029)	人 13,463.0 (12,514)	人 2,552.0 (1,920.0)	人 1,866.5 (1,792.5)	人 1,256.0 (1,265)	人 552.5 (494)	人 58.0 (33.5)
金融業・保険業	人 20,880.5 (21,070.5)	人 20,023.0 (20,326)	人 499.0 (422)	人 358.5 (322.5)	人 205.0 (198.5)	人 201.5 (193)	人 1.0 (1)	人 2.5 (4.5)
不動産業、物品 賃貸業	人 4,734.5 (4,176.5)	人 3,764.0 (3,456)	人 780.0 (598)	人 190.5 (122.5)	人 52.5 (48.0)	人 50.0 (46)	人 2.5 (1)	人 0.0 (1.0)
学術研究、専門・ 技術サービス業	人 8,257.0 (6,686.0)	人 7,063.0 (5,950)	人 902.5 (550)	人 291.5 (186.0)	人 302.5 (217.0)	人 256.0 (191)	人 34.5 (23)	人 12.0 (3.0)
宿泊業、飲食 サービス業	人 9,503.5 (8,412.5)	人 5,007.0 (4,573)	人 4,084.0 (3,558)	人 412.5 (281.5)	人 222.5 (216.5)	人 135.0 (141)	人 85.5 (75)	人 2.0 (0.5)
生活関連サービス 業・娯楽業	人 10,288.0 (8,895.5)	人 5,180.5 (4,623)	人 4,661.5 (3,934)	人 446.0 (338.5)	人 335.0 (315.5)	人 149.5 (134)	人 180.5 (180)	人 5.0 (1.5)
教育・学習支援業	人 5,335.5 (4,813.0)	人 4,746.5 (4,348)	人 456.0 (366)	人 133.0 (99.0)	人 171.5 (167.0)	人 170.0 (165)	人 0.0 (0)	人 1.5 (2.0)
医療、福祉	人 39,076.0 (34,571.0)	人 27,246.0 (24,646)	人 9,923.5 (8,497)	人 1,906.5 (1,428.0)	人 1,348.5 (1,240.0)	人 905.5 (811)	人 395.0 (391)	人 48.0 (38.0)
複合サービス業	人 11,415.0 (10,323.0)	人 8,943.0 (8,299)	人 1,523.0 (1,272)	人 949.0 (752.0)	人 156.5 (157.0)	人 130.5 (129)	人 26.0 (27)	人 0.0 (1.0)
サービス業	人 32,205.5 (28,474.0)	人 24,148.0 (22,102)	人 6,756.0 (5,445)	人 1,301.5 (927.0)	人 985.5 (960.0)	人 578.5 (574)	人 395.5 (377)	人 11.5 (9.0)

注 1(1)②と同じ

※ 産業計はその他分類不能の産業を含む。

③ 製造業における雇用状況(概況)

区分	全 国					兵 庫				
	企業数	雇 用 状 況			達成企業 の割合	企業数	雇 用 状 況			達成企業 の割合
		法定雇用障害者数 の算定の基礎とな る労働者数	障害者数	実雇用率			法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	障害者数	実雇用率	
	企業 人	人	人	%	%	企業 人	人	人	%	%
製造業計	20 480 (20,267)	6 574 568.5 (6,364,426)	116 663.5 (113,165.0)	1.77 (1.78)	54.1 (54.8)	895 (878)	250 635.0 (236,458)	4 439.5 (4,229.5)	1.77 (1.79)	59.8 (61.7)
食料品・たばこ	3 266 (3,231)	848 634.5 (788,086)	16 220.5 (15,429.0)	1.91 (1.96)	60.6 (63.2)	149 (144)	48 098.5 (43,932)	873.0 (829.5)	1.82 (1.89)	63.1 (66.7)
繊維工業	849 (845)	153 013.5 (150,236)	2 986.0 (2,942.5)	1.95 (1.96)	63.7 (63.0)	26 (24)	2 991.0 (2,942)	64.0 (57.0)	2.14 (1.94)	76.9 (70.8)
木材・家具	402 (401)	72 219.5 (76,714)	1 408.0 (1,526.0)	1.95 (1.99)	64.7 (65.6)	12 (8)	1 230.0 (923)	24.0 (18.0)	1.95 (1.95)	58.3 (62.5)
パルプ・紙・印刷	1 617 (1,630)	325 513.0 (328,036)	5 504.0 (5,569.0)	1.69 (1.70)	52.1 (54.8)	44 (43)	5 949.5 (5,893)	112.0 (110.0)	1.88 (1.87)	61.4 (62.8)
化学工業	2 147 (2,121)	804 050.5 (783,720)	13 637.0 (13,295.0)	1.70 (1.70)	47.0 (47.6)	96 (95)	22 988.5 (21,777)	352.0 (334.5)	1.53 (1.54)	57.3 (58.9)
窯業・土石	569 (573)	125 254.5 (132,938)	2 179.0 (2,275.5)	1.74 (1.71)	55.4 (54.3)	17 (20)	2 920.0 (3,166)	45.0 (48.0)	1.54 (1.52)	52.9 (55.0)
鉄鋼	446 (392)	164 886.5 (142,289)	2 771.0 (2,554.0)	1.68 (1.79)	55.4 (62.8)	36 (34)	20 085.5 (18 033)	378.0 (366.0)	1.88 (2.03)	61.1 (73.5)
非鉄金属	397 (371)	127 477.5 (115,902)	2 167.5 (2,055.5)	1.70 (1.77)	51.1 (58.0)	16 (14)	3 491.5 (2,952)	71.0 (66.0)	2.03 (2.24)	68.8 (64.3)
金属製品	1 636 (1,594)	287 762.5 (270,896)	5 035.5 (4,693.5)	1.75 (1.73)	54.0 (55.6)	89 (84)	17 647.5 (16,794)	323.5 (278.0)	1.83 (1.66)	58.4 (57.1)
電気機械	2 115 (2 096)	1 078 545.0 (1,056,373)	20 078.5 (19,429.0)	1.86 (1.84)	54.8 (53.9)	118 (118)	32 422.5 (34,899)	584.0 (606.0)	1.80 (1.74)	60.2 (58.5)
その他機械	4 849 (4 855)	1 914 716.0 (1,867,809)	33 072.5 (32,307.0)	1.73 (1.73)	51.7 (51.6)	212 (209)	65 424.5 (60,548)	1 137.5 (1,071.5)	1.74 (1.77)	56.6 (59.8)
その他	2 187 (2,158)	672 495.5 (651,427)	11 604.0 (11,089.0)	1.73 (1.70)	51.8 (50.3)	80 (85)	27 386.0 (24,599)	475.5 (445.0)	1.74 (1.81)	58.8 (63.5)

注 1 (1) ①と同じ

④ 製造業における雇用状況(障害種別)

区分	全 国				兵 庫 県			
	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数
製造業計	人 116 663.5 (113,165.0)	人 93 246.0 (91,531)	人 20 831.5 (19,538)	人 2 586.0 (2,096.0)	人 4 439.5 (4,229.5)	人 3 481.5 (3,349)	人 868.5 (813)	人 89.5 (67.5)
食料品・たばこ	人 16 220.5 (15,429.0)	人 9 206.5 (8,816)	人 6 642.0 (6,298)	人 372.0 (315.0)	人 873.0 (829.5)	人 496.5 (475)	人 355.5 (343)	人 21.0 (11.5)
繊維工業	人 2 986.0 (2,942.5)	人 2 262.0 (2,223)	人 657.5 (668)	人 66.5 (51.5)	人 64.0 (57.0)	人 44.5 (38)	人 18.5 (18)	人 1.0 (1.0)
木材・家具	人 1 408.0 (1,526.0)	人 1 131.5 (1,230)	人 247.5 (266)	人 29.0 (30.0)	人 24.0 (18.0)	人 17.0 (10)	人 7.0 (8)	人 0.0 (0.0)
パルプ・紙・印刷	人 5 504.0 (5,569.0)	人 4 513.0 (4,648)	人 875.0 (832)	人 116.0 (89.0)	人 112.0 (110.0)	人 81.0 (86)	人 30.0 (23)	人 1.0 (1.0)
化学工業	人 13 637.0 (13,295.0)	人 11 068.5 (11,015)	人 2 301.0 (2,057)	人 267.5 (223.0)	人 352.0 (334.5)	人 305.5 (291)	人 30.0 (27)	人 16.5 (16.5)
窯業・土石	人 2 179.0 (2,275.5)	人 1 735.0 (1 827)	人 403.0 (418)	人 41.0 (30.5)	人 45.0 (48.0)	人 40.0 (43)	人 4.0 (4)	人 1.0 (1.0)
鉄鋼	人 2 771.0 (2,554.0)	人 2 495.5 (2,318)	人 212.5 (192)	人 63.0 (44.0)	人 378.0 (366.0)	人 365.0 (351)	人 7.0 (9)	人 6.0 (6.0)
非鉄金属	人 2 167.5 (2,055.5)	人 1 703.5 (1 656)	人 409.5 (358)	人 54.5 (41.5)	人 71.0 (66.0)	人 49.0 (44)	人 21.0 (21)	人 1.0 (1.0)
金属製品	人 5 035.5 (4,693.5)	人 3 755.0 (3,486)	人 1 187.0 (1,134)	人 93.5 (73.5)	人 323.5 (278.0)	人 218.5 (194)	人 100.0 (82)	人 5.0 (2.0)
電気機械	人 20 078.5 (19,429.0)	人 17 539.5 (17,185)	人 2 083.5 (1,900)	人 455.5 (344.0)	人 584.0 (606.0)	人 524.0 (556)	人 50.5 (42)	人 9.5 (8.0)
その他機械	人 33 072.5 (32,307.0)	人 28 432.5 (28,036)	人 3 922.0 (3,676)	人 718.0 (595.0)	人 1 137.5 (1,071.5)	人 960.0 (914)	人 154.0 (144)	人 23.5 (13.5)
その他	人 11 604.0 (11,089.0)	人 9 403.5 (9,091)	人 1 891.0 (1,739)	人 309.5 (259.0)	人 475.5 (445.0)	人 380.5 (347)	人 91.0 (92)	人 4.0 (6.0)

注 1 (1) ②と同じ

(4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	全 国									
	法定雇用率 未達成企業 の数	不足数								障害者の 数が0人で ある企業数
		0.5人又は 1人	1.5人又は 2人	2.5人又は 3人	3.5人又は 4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	50.5人以上	
規模計	41 211 (100.0%)	26 334 (63.9%)	8 626 (20.9%)	3 001 (7.3%)	1 547 (3.8%)	1 394 (3.4%)	241 (0.6%)	61 (0.1%)	7 (0.0%)	25 273 (61.3%)
56～ 100人未満	16 609 (100.0%)	16 609 (100.0%)	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	16 219 (97.7%)
100～ 300人未満	17 300 (100.0%)	8 158 (47.2%)	7 137 (41.3%)	1 588 (9.2%)	374 (2.2%)	43 (0.2%)	- -	- -	- -	8 936 (51.7%)
300～ 500人未満	3 434 (100.0%)	892 (26.0%)	843 (24.5%)	795 (23.2%)	550 (16.0%)	354 (10.3%)	- -	- -	- -	104 (3.0%)
500～ 1000人未満	2 342 (100.0%)	473 (20.2%)	465 (19.9%)	426 (18.2%)	414 (17.7%)	534 (22.8%)	30 (1.3%)	- -	- -	14 (0.6%)
1 000人 以上	1 526 (100.0%)	202 (13.2%)	181 (11.9%)	192 (12.6%)	209 (13.7%)	463 (30.3%)	211 (13.8%)	61 (4.0%)	7 (0.5%)	0 (0.0%)

区分	兵 庫 県									
	法定雇用率 未達成企業 の数	不足数								障害者の 数が0人で ある企業数
		0.5人又は 1人	1.5人又は 2人	2.5人又は 3人	3.5人又は 4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	50.5人以上	
規模計	1 279 (100.0%)	915 (71.5%)	241 (18.8%)	48 (3.8%)	40 (3.1%)	29 (2.3%)	5 (0.4%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	797 (62.3%)
56～ 100人未満	568 (100.0%)	568 (100.0%)	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	552 (97.2%)
100～ 300人未満	509 (100.0%)	286 (56.2%)	197 (38.7%)	18 (3.5%)	8 (1.6%)	0 (0.0%)	- -	- -	- -	244 (47.9%)
300～ 500人未満	89 (100.0%)	35 (39.3%)	21 (23.6%)	11 (12.4%)	16 (18.0%)	6 (6.7%)	- -	- -	- -	0 (0.0%)
500～ 1000人未満	76 (100.0%)	18 (23.7%)	18 (23.7%)	11 (14.5%)	14 (18.4%)	15 (19.7%)	0 (0.0%)	- -	- -	1 (1.3%)
1 000人 以上	37 (100.0%)	8 (21.6%)	5 (13.5%)	8 (21.6%)	2 (5.4%)	8 (21.6%)	5 (13.5%)	1 (2.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

注 1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(5) 法定雇用率2.1%が適用される特殊法人における詳細状況

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
兵庫教育大学	250.5	10.0	3.99	0.0	
神戸大学	2,885.0	51.5	1.79	8.5	
兵庫県土地開発公社	88.0	3.0	3.41	0.0	
兵庫県住宅供給公社	162.0	1.5	0.93	1.5	注4
神戸市住宅供給公社	69.0	2.0	2.90	0.0	
神戸市外国語大学	88.5	2.0	2.26	0.0	
神戸市民病院機構	827.0	7.0	0.85	10.0	
加古川市民病院機構	683.0	3.0	0.44	11.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 兵庫県住宅供給公社においては、10月20日現在において、障害者の数4.0人、実雇用率2.41%、不足数0.0人となっている。

2 地方公共団体における在職状況

(1) 概況

① 概況

※ 各表の数値の下欄は平成22年6月1日時点の数値であるが、平成22年7月に制度改正（短時間勤務職員の算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

区分	全 国					兵 庫 県				
	機関数	雇 用 状 況			達成機関の割合	機関数	雇 用 状 況			達成機関の割合
		法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者数	実雇用率			法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者数	実雇用率	
法定雇用率2.1%が適用される県・市町の機関	機関 2 510 (2,528)	人 1 376 037.5 (1,243,110)	人 31 168.0 (30,146.0)	% 2.27 (2.43)	% 84.1 (88.8)	機関 87 (86)	人 52 037.5 (48,288)	人 1 279.0 (1,260.0)	% 2.46 (2.61)	% 96.6 (96.5)
法定雇用率2.0%が適用される教育委員会	139 (130)	686 659.5 (628,850)	12 154.0 (11,212.0)	1.77 (1.78)	67.6 (60.8)	7 (7)	30 341.5 (27,087)	641.0 (531.0)	2.11 (1.96)	100.0 (85.7)

注 1 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 「法定雇用率2.0%が適用される教育委員会」とは、都道府県教育委員会及び厚生労働大臣が指定する教育委員会である。

4 ()内は平成22年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

② 障害種別在職状況

区分	全 国				兵 庫 県			
	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数
法定雇用率2.1%が適用される県・市町の機関	人 31 168.0 (30,146.0)	人 30 036.5 (29,205)	人 5 130 (445)	人 6 185 (496.0)	人 1 279.0 (1,260.0)	人 1 244.0 (1,228)	人 14.0 (16)	人 21.0 (16.0)
法定雇用率2.0%が適用される教育委員会	人 12 154.0 (11,212.0)	人 11 830.0 (11,016)	人 1 890 (95)	人 1 350 (101.0)	人 641.0 (531.0)	人 635.0 (528)	人 0.0 (0)	人 6.0 (3.0)

注 1 「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

2 ()内は平成22年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 法定雇用率2.1%が適用される県・市町の機関における詳細状況

① 兵庫県知事部局の状況

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
兵庫県知事部局	7,899.5	182.0	2.30	0.0	特例認定あり 注4

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 「特例認定」とは、地方公共団体(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

② 兵庫県機関(企業局、警察等)の状況

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
兵庫県企業庁	194.0	10.0	5.15	0.0	
兵庫県病院局	1,946.5	40.0	2.05	0.0	
兵庫県警察本部	979.0	20.0	2.04	0.0	

注 2(2)①と同じ

③ 市の機関の状況

市	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
神戸	8,164.0	215.0	2.63	0.0	
姫路	2,401.0	52.5	2.19	0.0	
尼崎	2,624.0	70.0	2.67	0.0	
明石	1,962.0	42.0	2.14	0.0	特例認定あり 注4
西宮	2,341.0	59.0	2.52	0.0	
洲本	389.0	12.0	3.08	0.0	
芦屋	620.0	14.0	2.26	0.0	
伊丹	944.0	26.5	2.81	0.0	特例認定あり 注4
相生	254.0	6.0	2.36	0.0	
豊岡	681.0	21.0	3.08	0.0	
加古川	1,073.5	23.0	2.14	0.0	
たつの	537.0	12.0	2.23	0.0	
赤穂	312.5	7.0	2.24	0.0	
西脇	450.5	10.0	2.22	0.0	

市	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
宝塚	1060.0	27.0	2.55	0.0	
三木	606.0	17.0	2.81	0.0	
高砂	524.0	11.0	2.10	0.0	
川西	704.5	20.0	2.84	0.0	
小野	399.0	11.0	2.76	0.0	
三田	1014.5	21.0	2.07	0.0	特例認定あり 注4
加西	259.0	5.5	2.12	0.0	
篠山	363.0	10.0	2.75	0.0	特例認定あり 注4
養父	315.0	8.0	2.54	0.0	
丹波	842.5	19.0	2.26	0.0	特例認定あり 注4
南あわじ	682.0	18.0	2.64	0.0	特例認定あり 注4
朝来	368.0	7.0	1.90	0.0	
淡路	471.5	10.0	2.12	0.0	
六栗	533.0	13.0	2.44	0.0	
加東	408.0	8.0	1.96	0.0	

注 2(2)①と同じ

④ 町の機関の状況

町	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
猪名川	164.0	3.0	1.83	0.0	
多可	199.0	4.0	2.01	0.0	
稲美	146.0	5.0	3.42	0.0	
播磨	268.0	7.0	2.61	0.0	特例認定あり 注4
神河	397.0	6.5	1.64	1.5	注6
市川	97.0	2.0	2.06	0.0	
福崎	141.5	2.0	1.41	0.0	
太子	155.5	4.0	2.57	0.0	
上郡	130.0	4.0	3.08	0.0	
佐用	387.5	8.0	2.06	0.0	
香美	253.0	6.0	2.37	0.0	
新温泉	249.0	4.0	1.61	1.0	注5

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 「特例認定」とは、地方公共団体(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

5 新温泉町においては、10月1日現在において、障害者数50人、実雇用率200%、不足数0人となっている。

6 神河町においては、11月14日現在において、障害者数80人、実雇用率201%、不足数0人となっている。

⑤ 教育委員会の状況

教育委員会	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
洲本	69.0	3.0	4.35	0.0	
相生	83.5	1.0	1.20	0.0	
豊岡	434.0	10.0	2.30	0.0	
加古川	219.0	6.0	2.74	0.0	
たつの	110.0	3.0	2.73	0.0	
赤穂	95.0	2.0	2.11	0.0	
西脇	85.0	2.0	2.35	0.0	
宝塚	436.0	11.0	2.52	0.0	
三木	149.5	4.0	2.68	0.0	
高砂	90.0	2.0	2.22	0.0	
川西	148.0	3.0	2.03	0.0	
小野	86.5	2.0	2.31	0.0	
加西	147.5	3.0	2.03	0.0	
養父	113.0	2.0	1.77	0.0	
朝来	60.0	3.0	5.00	0.0	
淡路	66.0	2.0	3.03	0.0	
宍粟	62.0	2.0	3.23	0.0	
加東	71.0	1.0	1.41	0.0	
猪名川	49.0	1.0	2.04	0.0	
多可	97.0	2.0	2.06	0.0	
稲美	52.0	0.0	0.00	1.0	注5
太子	77.0	2.0	2.60	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 「特例認定」とは、地方公共団体(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

5 稲美町教育委員会においては、8月25日現在において、特例認定を受け不足数0.0人となっている。

⑥ 市町水道事業の状況

水道事業	① 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
神戸	925.0	35.0	3.78	0.0	
姫路	91.0	2.0	2.20	0.0	
尼崎	177.0	5.0	2.82	0.0	
明石	100.0	5.0	5.00	0.0	
西宮	214.5	8.0	3.73	0.0	
伊丹	61.0	2.0	3.28	0.0	
加古川	57.0	2.0	3.51	0.0	
宝塚	139.0	3.0	2.16	0.0	
川西	85.0	3.0	3.53	0.0	
阪神水道	247.0	5.0	2.02	0.0	

注 2(2)①と同じ

⑦ 市町病院事業の状況

病院事業	① 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
豊岡病院組合	465.0	9.0	1.94	0.0	
赤穂	199.5	5.0	2.51	0.0	
宝塚	236.5	4.0	1.69	0.0	
高砂	160.0	4.0	2.50	0.0	
川西	108.0	2.0	1.85	0.0	
八鹿病院組合	330.0	6.0	1.82	0.0	
加西	149.0	4.0	2.68	0.0	

注 2(2)①と同じ

⑧ 市町交通機関の状況

交通機関	① 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
神戸市	425.0	15.0	3.53	0.0	
尼崎市	70.0	3.0	4.29	0.0	
伊丹市	88.0	7.0	7.95	0.0	

注 2(2)①と同じ

(3)法定雇用率2.0%が適用される教育委員会における詳細状況

① 兵庫県教育委員会の状況

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
兵庫県教育委員会	22,254.0	456.0	2.05	0.0	

注 2 (2) ①と同じ

②市町教育委員会の状況

教育委員会	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
神戸市	5,530.0	118.0	2.13	0.0	
姫路市	680.5	15.0	2.20	0.0	
尼崎市	823.5	22.0	2.67	0.0	
西宮市	653.0	21.0	3.22	0.0	
芦屋市	165.5	4.0	2.42	0.0	
伊丹市	235.0	5.0	2.13	0.0	

注 2 (2) ①と同じ

都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	1.65	△0.03	45.3	△1.7	34,102	75,313
北海道	1.73	△0.12	48.7	△4.3	1,339	2,749
青森	1.67	△0.04	46.8	△2.6	333	712
岩手	1.77	△0.09	51.6	△1.6	384	744
宮城	1.60	△0.02	46.0	△1.3	504	1,096
秋田	1.53	△0.05	50.8	△1.2	289	569
山形	1.55	△0.03	50.1	△2.4	374	746
福島	1.59	△0.02	46.8	0.9	487	1,040
茨城	1.54	△0.06	47.6	△3.4	569	1,195
栃木	1.58	0.00	49.7	0.5	438	881
群馬	1.55	△0.07	46.4	△5.2	517	1,114
埼玉	1.51	△0.08	39.0	△1.4	921	2,362
千葉	1.57	△0.03	46.1	△3.3	791	1,717
東京	1.61	△0.02	32.2	△0.8	5,089	15,798
神奈川	1.56	△0.06	42.4	△3.4	1,544	3,640
新潟	1.54	△0.03	46.1	△1.4	664	1,439
富山	1.65	△0.03	54.7	△4.2	467	854
石川	1.56	△0.06	52.4	△1.5	417	796
福井	2.19	△0.06	55.1	0.2	313	568
山梨	1.67	0.00	48.7	△0.9	226	464
長野	1.82	0.04	57.0	0.1	757	1,328
岐阜	1.65	△0.08	52.2	△2.1	614	1,176
静岡	1.61	△0.07	46.0	△3.1	1,044	2,268
愛知	1.59	△0.04	42.8	△2.0	2,031	4,743
三重	1.51	0.01	49.4	△0.4	437	884
滋賀	1.60	△0.09	50.4	△6.1	317	629
京都	1.78	△0.04	48.1	△1.4	688	1,429
大阪	1.63	△0.04	43.8	△0.7	2,742	6,266
兵庫	1.72	△0.09	52.3	△4.3	1,402	2,681
奈良	2.08	0.00	55.1	△2.0	253	459
和歌山	1.82	△0.10	58.9	△3.5	268	455
鳥取	1.78	△0.05	56.4	△3.2	204	362
島根	1.84	0.01	62.6	△2.0	280	447
岡山	1.74	△0.12	50.1	△3.8	578	1,154
広島	1.77	△0.06	49.1	△1.9	885	1,802
山口	2.24	△0.04	52.8	△2.4	399	755
徳島	1.67	0.00	55.8	△1.2	198	355
香川	1.71	△0.03	60.1	1.0	399	664
愛媛	1.64	△0.05	48.2	△4.3	376	780
高知	1.88	△0.02	55.5	△3.9	226	407
福岡	1.63	△0.08	49.1	△2.0	1,387	2,823
佐賀	2.16	△0.02	68.1	0.1	316	464
長崎	2.04	△0.04	58.1	△1.6	440	757
熊本	2.00	0.02	56.5	△2.5	536	948
大分	2.00	△0.16	59.1	△1.0	377	638
宮崎	1.94	△0.09	61.1	△8.3	367	601
鹿児島	1.93	△0.12	61.3	△0.4	538	878
沖縄	1.80	△0.06	55.8	△0.6	377	676

障害者雇用状況等の推移（民間企業）

《兵庫労働局》

区 分	調査対象 企業数	常用労働者数 (除外労働者を除く)	雇 用 障 害 者 数	雇 用 率		雇用率達成企業の割合	
				県	国	県	国
平成 元年6月1日	1, 639	440, 685	6, 275	1. 42	1. 32	55. 6	51. 6
2年6月1日	1, 661	440, 284	6, 386	1. 45	1. 32	56. 8	52. 2
3年6月1日	1, 761	461, 478	6, 825	1. 48	1. 32	57. 2	51. 8
4年6月1日	1, 849	477, 681	7, 267	1. 52	1. 36	56. 6	51. 9
5年6月1日	1, 866	491, 378	7, 738	1. 57	1. 41	56. 4	51. 4
6年6月1日	1, 866	491, 499	7, 742	1. 58	1. 44	56. 5	50. 4
7年6月1日	1, 722	463, 308	7, 428	1. 60	1. 45	57. 4	50. 6
8年6月1日	1, 737	466, 976	7, 496	1. 61	1. 47	56. 6	50. 5
9年6月1日	1, 748	467, 504	7, 612	1. 63	1. 47	57. 7	50. 2
10年6月1日	1, 786	472, 917	7, 713	1. 63	1. 48	57. 7	50. 1
11年6月1日	1, 920	469, 281	7, 826	1. 67	1. 49	52. 8	44. 7
12年6月1日	1, 926	455, 859	7, 720	1. 69	1. 49	52. 5	44. 3
13年6月1日	1, 942	451, 808	7, 698	1. 70	1. 49	52. 3	43. 7
14年6月1日	1, 968	456, 858	7, 740	1. 69	1. 47	52. 0	42. 5
15年6月1日	1, 991	454, 657	7, 708	1. 70	1. 48	52. 4	42. 5
16年6月1日	2, 061	482, 549	7, 994	1. 66	1. 46	51. 8	41. 7
17年6月1日	2, 186	502, 840	8, 424	1. 68	1. 49	53. 0	42. 1
18年6月1日	2, 273	524, 356	8,904. 5	1. 70	1. 52	55. 1	43. 4
19年6月1日	2, 398	544, 839	9,560. 5	1. 75	1. 55	55. 8	43. 8
20年6月1日	2, 510	563, 942	9,925. 0	1. 76	1. 59	54. 9	44. 9
21年6月1日	2, 502	567, 536	9,997. 0	1. 76	1. 63	54. 4	45. 5
22年6月1日	2, 491	571, 034	10,316.0	1. 81	1. 68	56. 6	47. 0
23年6月1日	2, 681	637, 596. 5	10,938.5	1. 72	1. 65	52. 3	45. 3

- (注) 1. 昭和63年6月1日調査から雇用障害者の中に知的障害者を含んでおり、平成5年6月1日調査から
 重度知的障害者をダブルカウントしており、重度障害者である短時間労働者が含まれている。
 2. 平成18年6月1日調査から雇用障害者の中に精神障害者を含んでいる。
 3. 平成23年6月1日調査から雇用障害者の中に重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者を含んでいる。